

当薬局は、九州厚生局に次の施設基準の届出を行っています。

<b>調剤基本料の施設基準区分1の施設基準の届出</b>	
調剤基本料 (47点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして九州厚生局長に届け出ています。
<b>地域支援・医薬品供給対応体制加算3の施設基準の届出</b>	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (67点)	厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして九州厚生局長に届け出し、地域医療に貢献するため、様々な取組を実施しています。
<b>連携強化加算の施設基準の届出</b>	
連携強化加算 (5点)	佐賀県との協定に基づき、災害や新興感染症の発生時等にも医薬品の供給体制を確保し、地域の医療機関と連携して対応するための取組を実施しています。
<b>バイオ後続品調剤体制加算の施設基準の届出</b>	
バイオ後続品調剤体制加算 (50点)	バイオ後続品の調剤を積極的に行っています。
<b>在宅薬学総合体制加算2の施設基準の届出</b>	
在宅薬学総合体制加算 単一建物患者(100点) それ以外(50点)	在宅医療を受けている患者様に対して、24時間対応体制で高度な薬学的管理・指導等を提供しています。
<b>電子的調剤情報連携体制整備加算の施設基準の届出</b>	
電子的調剤情報連携体制整備加算 (8点)	医療DXを活用した安全な調剤のための体制を整備しています。月1回まで算定しています。
<b>無菌製剤処理加算の施設基準の届出</b>	
無菌製剤処理加算 (69/79点) 15歳未満の場合 (137/147/237点)	無菌室・クリーンベンチ・安全キャビネット等の無菌環境の中で、無菌化した器具を使用し、注射薬を無菌的に混合調整しています。
<b>服薬管理指導料の注1の施設基準の届出</b>	
服薬管理指導料	患者様お一人おひとりに対して継続的な服薬管理を行う「かかりつけ薬剤師」を配置しています。
<b>在宅患者訪問薬剤管理指導料の施設基準の届出</b>	
在宅患者訪問薬剤管理指導料 ①単一建物患者1人1回(650点) ②単一建物患者2~9人1回(320点) ③単一建物患者10人以上(290点)	通院が困難な患者様のご自宅・介護施設等へ医師の指示に基づき、薬剤師が薬学的管理指導計画を策定し、訪問して薬学的管理・指導等を提供しています。
<b>在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算の施設基準の届出</b>	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算 (250点)	在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている患者様に対して医療用麻薬持続注射療法の調整を行っています。
<b>在宅中心静脈栄養法加算の施設基準の届出</b>	
在宅中心静脈栄養法加算 (150点)	在宅患者訪問薬剤管理指導を行っている患者様に対して中心静脈栄養法の調整を行っています。
<b>調剤ベースアップ評価料の施設基準の届出</b>	
調剤ベースアップ評価料 (4点)	勤務する職員の賃金改善を実施するため、調剤ベースアップ評価料を算定しています。 ※ 本加算は、医療機関に勤務する職員(薬剤師、事務職員等)の処遇改善を目的とした調剤報酬上の評価です。

上記表中の点数は全て1点=10円です。